

# 特別支援学校卒業後の生活と進路について

令和7年5月13日（火）

川口市役所 障害福祉課

# 障害福祉課の紹介

- ▶ 福祉部障害福祉課（第一本庁舎 2 階）
- ▶ 庶務係・施設係・手帳係・給付係・  
支援第 1 係・支援第 2 係
- ▶ 48名の職員が在籍
- ▶ 業務内容は施設の指定、障害者手帳の交付
- ▶ 重度心身障害者医療費、自立支援医療、福祉手当、  
障害福祉サービス等の給付。
- ▶ 障害福祉サービスに関する相談や支給決定については主に支援係のケースワーカー（福祉職・精神保健福祉士・保健師）が行う。15名が障害種別および地区ごとに担当分けしている。

# 障害者手帳の種類

## どんなことに使えるのか

| 種類              | 内容                            | 等級      |
|-----------------|-------------------------------|---------|
| 身体障害者手帳         | 身体に障害があると認められたかた              | 1級から6級  |
| 療育手帳            | 18歳までに知的に障害があると認められたかた        | ①・A・B・C |
| 精神障害者<br>保健福祉手帳 | 精神疾患のため、日常や社会生活に制約があると認められたかた | 1級から3級  |

# 手帳の更新はいつ行うのか

| 手帳の種類           | 更新の必要性の有無                 | 更新の時期                      |
|-----------------|---------------------------|----------------------------|
| 身体障害者手帳         | 要再認定の時期について明記がある場合は更新が必要。 | 要再認定時期の3ヶ月前に市役所からお知らせします。  |
| 療育手帳            | 18歳到達まで5年おきに更新が必要。        | 次回判定期日の6ヶ月前に市役所からお知らせします。  |
| 精神障害者<br>保健福祉手帳 | 2年おきに更新が必要。               | 有効期間終了日の3ヶ月前に市役所からお知らせします。 |

# 親元から自立するとき、 どこでどんな生活を送りたいのか

## ▶ 一人暮らし

水道光熱費

食費

日用品費

家賃



12万円

## ▶ グループホーム

利用料

(水道光熱費含む)

食費

(昼食・土日食事)



10万円

## ▶ 障害者支援施設

施設利用料

(自己負担の日用品費を  
含む)



7万円

# どのように生活費を賄うのか

## ▶ 【福祉手当】

障害児福祉手当（国の手当）

20歳未満で日常的に常時特別な介護が必要な重度障害者に対して支給されます。

特別障害者手当（国の手当）

20歳以上で日常的に常時特別な介護が必要な重度障害者に対して支給されます。

※診断書の提出が必要となり、支給には審査があります。

また、施設に入所されている方は受給できません。

※令和7年度4月1日現在の支給額

| 種類      | 支給額     |
|---------|---------|
| 障害児福祉手当 | 16,100円 |
| 特別障害者手当 | 29,590円 |

# どのように生活費を賄うのか

## ▶ 川口市障害者福祉手当

※施設に入所されている方、また国の手当を受給されている方は受給できません。

| 対象者                                                          | 月 額    |
|--------------------------------------------------------------|--------|
| 身体障害者手帳 1 級・ 2 級、<br>療育手帳④・ A<br>精神障害者保健福祉手帳 1 級のかた          | 5,000円 |
| 身体障害者手帳 3 級、療育手帳 B、<br>精神障害者保健福祉手帳 2 級のいずれかを 2 つ<br>以上お持ちのかた | 5,000円 |
| 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令<br>別表第 1 に定める程度の障害の状態に<br>あるかた         | 5,000円 |
| 療育手帳 B<br>精神障害者保健福祉手帳 2 級のかた                                 | 3,000円 |

# どのように生活費を賄うのか

## ▶ 【障害基礎年金】 ÷ 就労収入

支給対象年齢は20歳以上。受給要件を満たし、申請を手続きを行う必要があります。審査が行われます。

1級・・・常時介助が必要な方。

2級・・・自分でできることもあるが、労働によって収入を得ることができない状態の方。

※令和6年度現在の支給額

| 種類         | 1級      | 2級      |
|------------|---------|---------|
| 障害基礎年金     | 85,000円 | 68,000円 |
| 年金生活者支援給付金 | 6,313円  | 5,450円  |
| 受給額        | 91,813円 | 73,450円 |



# どのように生活費を賄うのか

生活の必要経費－障害年金（２級）＋福祉手当

100,000円－（73,450円＋3,000円）＝23,550円

120,000円－（73,450円＋3,000円）＝43,550円

不足する部分はどう賄うのか  
家族からの援助？？就労収入？？？

# 収入を得るために、 どんな働き方があるのか

## ▶ 一般就労

障害の有無や状態なその開示に制限を受けずに働く。

## ▶ 障害者雇用

障害者が、障害の特性に合わせた働き方ができるよう配慮された働きかた（障害がない人と働く。）

→障害者手帳を持っていること。

## ▶ 特例子会社

事業主が障害者雇用に特別な配慮をして設立し、厚生労働大臣の認可を受けた子会社（障害がある人と働く。）

## ▶ チャレンジ雇用

働く意欲がある障害者の方を会計年度任用職員として雇用し、川口市役所で1年（最長3年）、業務を通じて就労スキルの向上を図り、一般企業への就職につなげることを目的としています。

## ▶ 福祉的就労

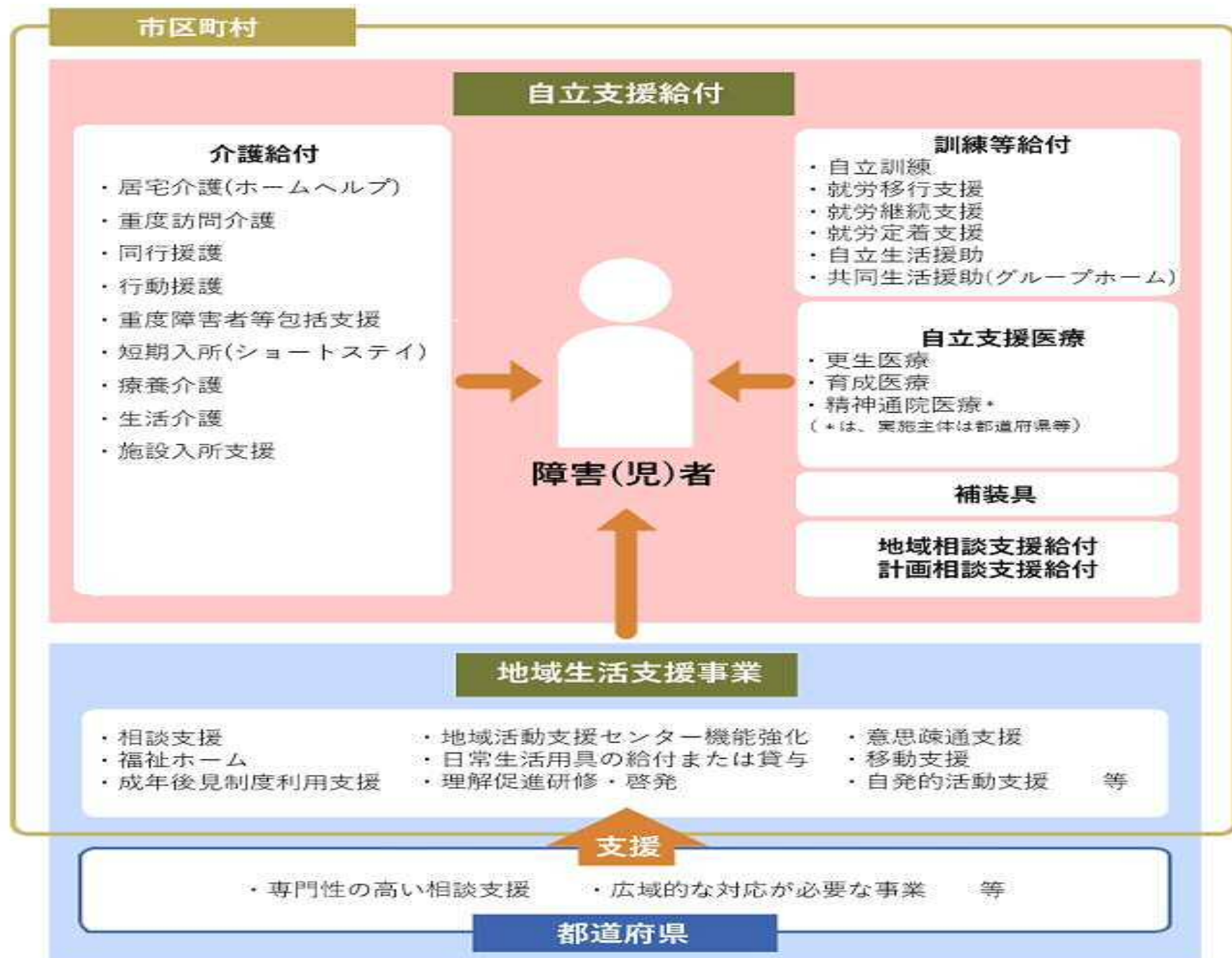
障害者総合支援法に基づく就労継続支援A型・就労継続支援B型・生活介護

# 福祉的就労とはなにか。 障害者総合支援法に基づくサービス

- ▶ 18歳以上の方で身体障害者手帳・療育手帳  
精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療の交付  
を

受けている方または難病の診断を受けている方  
を対象として、個人として尊厳にふさわしいに  
日常生活または社会生活を営むために総合的な  
支援を行うことを目的として創設。

- ▶ サービス内容は、ヘルパー等の生活を支える  
サービスや事業所への通所を行いながら仕事の  
訓練等を行うサービスなど多岐にわたる。





# 障害福祉サービス等の体系（介護給付・訓練等給付）

## サービス内容

|         |       |            |     |                                                                                                                                             |
|---------|-------|------------|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 訪問系     | 介護給付  | 居宅介護       | 者 児 | 自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う                                                                                                                        |
|         |       | 重度訪問介護     | 者   | 重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する者であって常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入院時の支援等を総合的に行う（日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援を含む。） |
|         |       | 同行援護       | 者 児 | 視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出する時、必要な情報提供や介護を行う                                                                                                   |
|         |       | 行動援護       | 者 児 | 自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う                                                                                             |
|         |       | 重度障害者等包括支援 | 者 児 | 介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う                                                                                                           |
| 日中活動系   | 施設系   | 短期入所       | 者 児 | 自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めた施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う                                                                                            |
|         |       | 療養介護       | 者   | 医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う                                                                                         |
|         |       | 生活介護       | 者   | 常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する                                                                                    |
| 居住支援系   | 訓練等給付 | 施設入所支援     | 者   | 施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う                                                                                                            |
|         |       | 自立生活援助     | 者   | 一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行う                                                                             |
|         |       | 共同生活援助     | 者   | 夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行う                                                                                                |
| 訓練系・就労系 | 訓練等給付 | 自立訓練（機能訓練） | 者   | 自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行う                                                                                            |
|         |       | 自立訓練（生活訓練） | 者   | 自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行う                                                                                         |
|         |       | 就労移行支援     | 者   | 一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う                                                                                           |
|         |       | 就労継続支援（A型） | 者   | 一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う                                                                                       |
|         |       | 就労継続支援（B型） | 者   | 一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う                                                                                          |
| 訓練系・就労系 | 訓練等給付 | 就労定着支援     | 者   | 一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う                                                                                                        |

# 障害福祉サービスを 利用するための手続き

## 介護給付

- ▶ 区分の取得が必要。

医師の診断書の提出

認定調査



審査会にて区分の決定。

=利用できるサービスや量  
が決まる。

※区分は3年ごとに更新。

## 訓練等給付

- ▶ 区分の取得は不要。

認定調査

※利用するサービスによっ  
て更新の時期は異なる。

# どんな訓練や働き方があるのか

## ▶生活介護

日常の生活支援を行うと共に、創作活動や生産活動の機会を提供する。

→介護給付のサービスになるため、区分取得が必要。3年ごとに更新をする。

## ▶自立訓練（生活訓練）

自立した日常生活や社会生活が送れるように、一定期間生活能力の維持、向上のために必要な訓練を行う。

→訓練等給付のため、区分は不要。最長2年間利用できるが、1年おきに更新が必要。

# どんな訓練や働き方があるのか

## ▶ 就労移行支援

一般就労等を希望する方に、一定期間就労するために必要な知識および能力の向上に必要な訓練を行う。

→一般就労するために何が必要かを意識しながら訓練を行うため、働くイメージがないと通う意味を見出せなくなる。

## ▶ 就労継続支援A型

一般企業等での就労が困難な方に、雇用契約を結び就労の機会を提供すると共に能力等の向上のために必要な訓練を行う。

→雇用契約を結び、最低賃金の保証がある。効率と生産力を求められる。

施設外で就労する機会が多い。

## ▶ 就労継続支援B型

一般企業等での就労が困難な方に、就労の機会を提供すると共に能力等の向上のために必要な訓練を行う。

→短時間や週2～3回の利用等勤務日数も相談することができる。施設内での作業が中心。



特別支援学校卒業後すぐに  
就労継続支援B型の利用は認めていない。

▶ 国が想定している就労継続支援B型の利用者とは

→就労移行支援事業等を利用したが一般就労に  
結びつかなかった方や一定の年齢に達している方  
などであって、就労の機会を通じ、生産活動にか  
かる知識及び能力の向上や維持が期待される方

特別支援学校卒業後すぐに  
就労継続支援B型の利用は認めていない。

## 具体的には

- ①就労経験があるが、障害の程度、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難な方
  - ②50歳に達している方または障害基礎年金1級受給者
  - ③就労移行支援、生活介護、就労継続支援A型を利用した結果、B型の利用が適当と判断された方
- ①②③に該当しない場合に就労継続支援B型の利用をするにはどうしたらいいのか。

# 就労継続支援A型・B型の利用

特別支援学校在学中に学校の現場実習以外に  
アセスメント実習

（＝就労選択支援の利用した実習）を行う必要がある。

就労選択支援を利用して一般就労が可能か  
見極めた上で、一般就労が困難と判断された  
場合に就労継続支援B型の利用が認められます。

# 就労継続支援A型・B型の利用

そもそも「就労選択支援」とはこういったサービスなのか  
その人の持つ力を調べ、分析し  
仕事をする上での強みや弱さを見える化するサービス。

令和7年10月から「就労選択支援」サービスが新設されることにより  
令和7年10月以降就労経験がなく、就労継続支援B型の利用を行う場合  
令和9年4月以降就労経験がなく、就労継続支援A型の利用を行う場合  
就労選択支援の利用が必須。

# 就労継続支援A型・B型の利用

▶ 利用までのスケジュールについて

お手元の資料を参照してください。



# 進路を決める上での注目ポイント

▶ 本人の意思決定が重要。

→ 本人が本当に通いたいかを知りたい。

▶ 楽しく通えるか

→ 頑張ることも必要。

でも新しい環境に身を置く本人がどう過ごせるかが重要。

# 保護者の皆様に期待すること

- ▶ 「変わる」ことは悪いことではない。  
お子様は日々成長をしており、  
本人の能力はこの先も成長する。
- ▶ 身近な「社会人の先輩」として、  
背中をそっと押す役割がある。

保護者の皆様にしか  
キャッチできない情報がある。